一般社団法人　静岡県バスケットボール協会

規約・規程

第１章　総則

１　本規約・規程は、一般社団法人静岡県バスケットボール協会（以下「本協会」という）定款による本協会の組織及び運営に関する基本原則とする。

２　本協会は定款の定める目的達成のため、加盟・登録団体及び選手・指導者等に（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本オリンピック委員会、（公財）日本障害者スポーツ協会、（公財）全国高等学校体育連盟及び（公財）日本中学校体育連盟の５団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（平成２５年４月２５日）を遵守することを求める。

第２章　代議員

１　正会員による選挙を経て代議員を選ぶ。

２　代議員の定数は４０名以上６０名以下とする（定款による）

３　代議員は種別より規程の人数を推薦する。この場合各種別では正会員の自由な選挙権と被選挙権を尊重し、代議員選挙管理委員会に推薦することとする。

４　選挙管理委員会の構成は理事会の議を経た、代表理事指名の委員長１名、監事１名、代議員代表２名とする。

第３章　役員

1. この法人に次の役員を置く。

（１）理事　２０名以上３０名以下（定款による）

（２）監事　１名以上２名以内（定款による）

２　この法人に次の役職を置く。

（１）会長　　　１名

（２）副会長　　４名以内

（３）専務理事　１名

３　役員選出規定は細則による。

４　役員の職務は細則による。

５　常勤理事（週当たり３日から５日の勤務とする）の報酬については、代議員総会で総額を諮り、個別の額については報酬支給の基準により理事会に諮り決議する。

６　常勤理事の報酬基準はその年度の国税庁が示す最新の労働者平均年収以下となるように週当たりの勤務を加味して決定する。

第４章　理事会

１　理事会は種別代表と専務理事推薦の理事により構成する。

（１）種別　　　　　　　　　　　各　１名

（２）専務理事推薦理事　　　　　若干名（専務理事を含む）

２　定時代議員総会の承認を受けなければならない。

３　任期途中での補充については理事会で承認を受ける。

第５章　組織

１　別紙組織表の通り、本協会には、専門部・委員会を置く。

第６章　基金

１　基金取扱い規定

（１）本協会が主催する国際大会等の開催に関わる経費の支出。

（２）本協会の運営上一般会計に危機的な状況を迎えた際の支出。

（３）その他、理事会が必要と認めた事業。

（４）前３項の実施に当たっては理事会の決議を経て、代議員総会の承認を必要とする。

第７章　財務・会計

１　本協会の財務は財務委員長が行い、定期的に専務理事に報告し、その監督を受ける。

２　本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

３　本協会の経費は登録料、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入によりこれを支弁する。

４　本協会の会員は、定款第6条及び第7条の規定により、会員になったとき及び毎年TeamJBAのシステムに従って(公財)日本バスケットボール協会に登録し、登録料を納めなければならない。

５　財務委員長は定款第36条に定める書類を作成するほか、一般社団法人に義務付けられる適正な会計処理を行うものとし、必要な書類の作成及び整備を行う。

６　本協会の会計は、定期的に公認会計士の指示を仰ぎ、財務書類を作成する。

７　財務書類は監事の監査を受け、その意見書を添えて理事会に提出し、その決議承認をもとに定款第13条(４)で定めた書類を総会に提出し、総会の承認を経て決算を確定する。

８　その他の細目は財務会計規程による。

第８章　名誉役員

本協会に次の名誉役員を置くことができる。

１　顧問

２　名誉顧問

３　特別顧問

４　名誉会長

第９章　表彰

本協会に対し功績が顕著と認められたものを表彰する。詳細規定については細則に規定する。

第１０章　倫理委員会

定款第９条「除名」に該当する事案において倫理委員会を開催し、審議することとする。倫理委員会のメンバーは専務理事を長とし、会長又は専務理事が指名する若干名で構成する。処分については理事会に諮り代議員総会で決定する。

細則１　役員選出規定

１　この規定は第３章役員の選出について規定する

２　顧問及び参与

（顧問）

（１）諮問機関として会長が必要とするもの。

（２）本協会の振興発展に絶大なる功績のあったもの。

　　　①　会長、副会長の経歴のあるもの。

　　　②　本協会役員、関係団体役員として永年にわたる経歴のあるもの。

　　　③　本協会活動に理解あるもの。

（参与・特別参与）

（１）本協会運営上業務への参画を会長、副会長、専務理事が必要とするもの。

（２）本協会の振興発展に顕著な功績のあったもの。

　　　①　専務理事、統括、理事または委員長の経歴が永く、現役を退かれたもの。

②　関係団体役員として①に匹敵する貢献のあったもの。

③　特別参与は参与として就任後１０年を経たもの。

３　理事

（１）下記の推薦により候補者を理事会に諮り、会長がこれを代議員総会に候補者として諮る。

①　種別団体推薦　　　　各１名

②　専務理事推薦　　　　若干名

４　監事

（１）理事会にて推薦するものを会長がこれを代議員総会に候補者として諮る。但し、理事が重任することは出来ない。

５　任期及び役員定年（定款第２４条を補足するものとして規定する。）

（１）役員任期は２年とする。但し、再任を妨げないが、会長の在任は連続3期まで（期の途中で就任した場合はその期を含まず、期の途中で退任した場合はその期を含む）とする。役員が欠けたときは原則としてこれを補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期問とする。

　　　　　　　（２）役員は就任時、満７０歳未満であることを条件とする。但し、顧問、参与、特別参与についてはこの限りではない。

細則２　役員の職務

１　役員の職務（定款第２２条、第２３条を補足するものとして規定する。）

　（１）会長は会務を総理し本協会を代表する。

　（２）副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

（３）顧問は会長の諮問に応える。

　（４）参与は必要に応じ会務に参画する。

　（５）専務理事は本協会の業務を総理する。

　（６）理事は議決事項やその他の業務にあたる。

　（７）監事は本協会の会計を監査する。

細則３　対外役員

１　本協会の下記対外役員は理事会にて定める。

（１）(公財)　日本バスケットボール協会評議員（１名）

（２）東海バスケットボール協会理事（２名）

（３）(公財)　静岡県スポーツ協会評議員（１名）

（４）（公財）静岡県スポーツ協会派遣役員

細則４　会員

１　定款第３章の会員規定を補足するものとして規定する。

２　会員は細則５の加盟登録手続を経て、その正会員としての資格を得る。

細則５　加盟登録規定

１　この規定は本協会への加盟登録手続について定款第３章第６条、第７条を補足するものとして定める。

２　本協会への加盟希望の競技者及びチームは、所属種別を通して本協会に申請し、加盟登録規定上の審査を受けた上で、**Team JBA**のシステムに従って(公財)日本バスケットボール協会に登録する。

３　加盟チームは毎年５月末日までに加盟登録の手続きを行わなければならない。

４　その他登録関係については(公財)日本バスケットボール協会の規定による。

細則６　表彰

１　この規定は表彰について規約第９章を補足するものとして定める。尚、基準は下記の通りである。

　（１）役員功労賞

本協会の役員または種別団体及び役員を永年にわたり歴任しその功績が顕著と認められたもの。

　（２）成績優秀賞

　①全国大会において準決勝進出チーム。

②東海大会において優勝したチーム。

③県大会において３年連続優勝したチーム。

* + 1. 上記成績に準ずるチーム。

（３）優秀指導者賞

　　　　永年選手の育成に功績のあったもの。

（４）優秀選手賞

　　　　各種大会においてその能力をいかんなく発揮し、優秀かつ顕著な成果を残したと認められるもの。

　（５）その他

　　　　上記以外に本協会の活動目的に合致し、その功績が顕著と認められたものを特別に表彰することができる。

２　表彰は原則として毎年１回定期代議員会時とするが必要に応じ理事会の議を経て臨時に行うことができる。

３　被表彰者には表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

　附　則

１．この規約は平成３０年６月６日より改訂施行する。

２．この規約は平成３０年１０月１日より改訂施行する。

３．この規約は２０１９年２月１３日より改訂施行する。

４．この規約は２０１９年６月１１日より改訂施行する。

５．この規約は２０２０年６月８日より改訂施行する。

６．この規約は２０２１年６月１５日より改訂施行する。

７．この規約は２０２２年３月２７日より改訂施行する。